常滑市告示第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２の７第２項の規定により、次の歳入等の収納に関する事務（以下「特定収納事務」という。）を地方税共同機構に行わせることとしたので、同条第３項の規定により告示する。

令和８年11月10日

常滑市長　伊　藤　辰　矢

１　特定収納事務を地方税共同機構に行わせることとした日
令和８年11月10日

２　特定収納事務に係る歳入等
（１）　分担金及び負担金
（２）　使用料及び手数料
（３）　財産収入
（４）　寄付金
（５）　諸収入